

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和7年6月24日

柏市長 様

提出者

住 所 東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング9階

氏 名 TANAKEN株式会社

安全環境管理部長 鈴木正毅

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 03-6264-5087



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	TANAKEN株式会社
事業場の所在地	東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング9階
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	資本金 297,156千円
③従業員数	102名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1 処理工程図のとおり

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別添2 管理体制図のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・現場での分別強化、混合廃棄物の発生抑制、リサイクル率向上等の取組 組みを通して、排出抑制に努める		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・現状の取組を継続し、排出量の削減に努める		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・コンクリート、アスコン、木くず、石膏ボード、廃プラ、ガラスくず、ALC、金属くず等、がれき、建設系混合廃棄物は分別を徹底している
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・現状の取組を継続し、混合廃棄物の排出量の削減に努める ・各現場において分別の教育および分別実施状況の確認を徹底し、分別の推進を図る

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

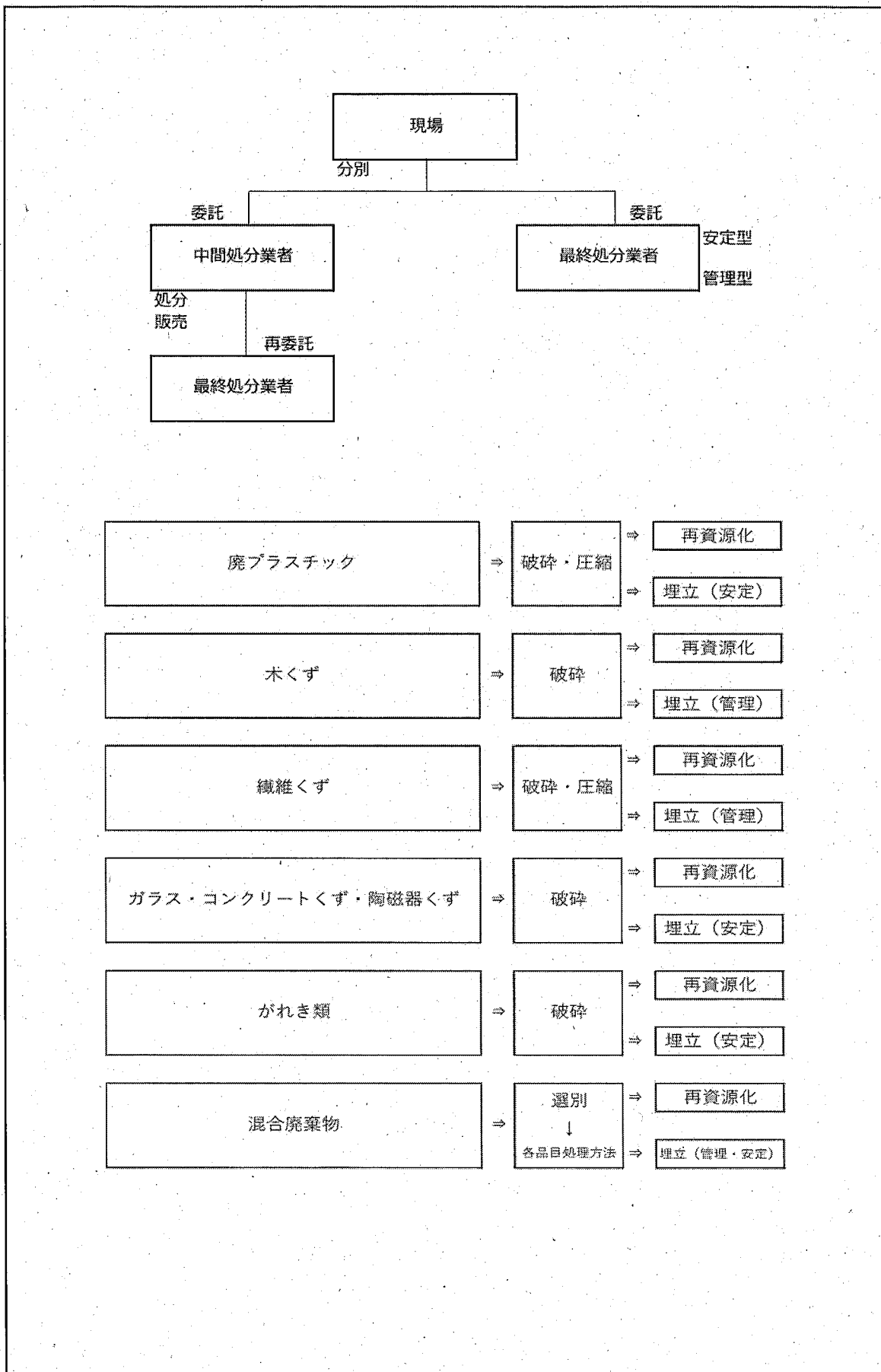
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・できる限り電子マニフェスト登録されている業者を採用した ・電子契約の取組の開始		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現状の取組を継続し、排出量の削減に努める ・電子契約の推進		
※事務処理欄			

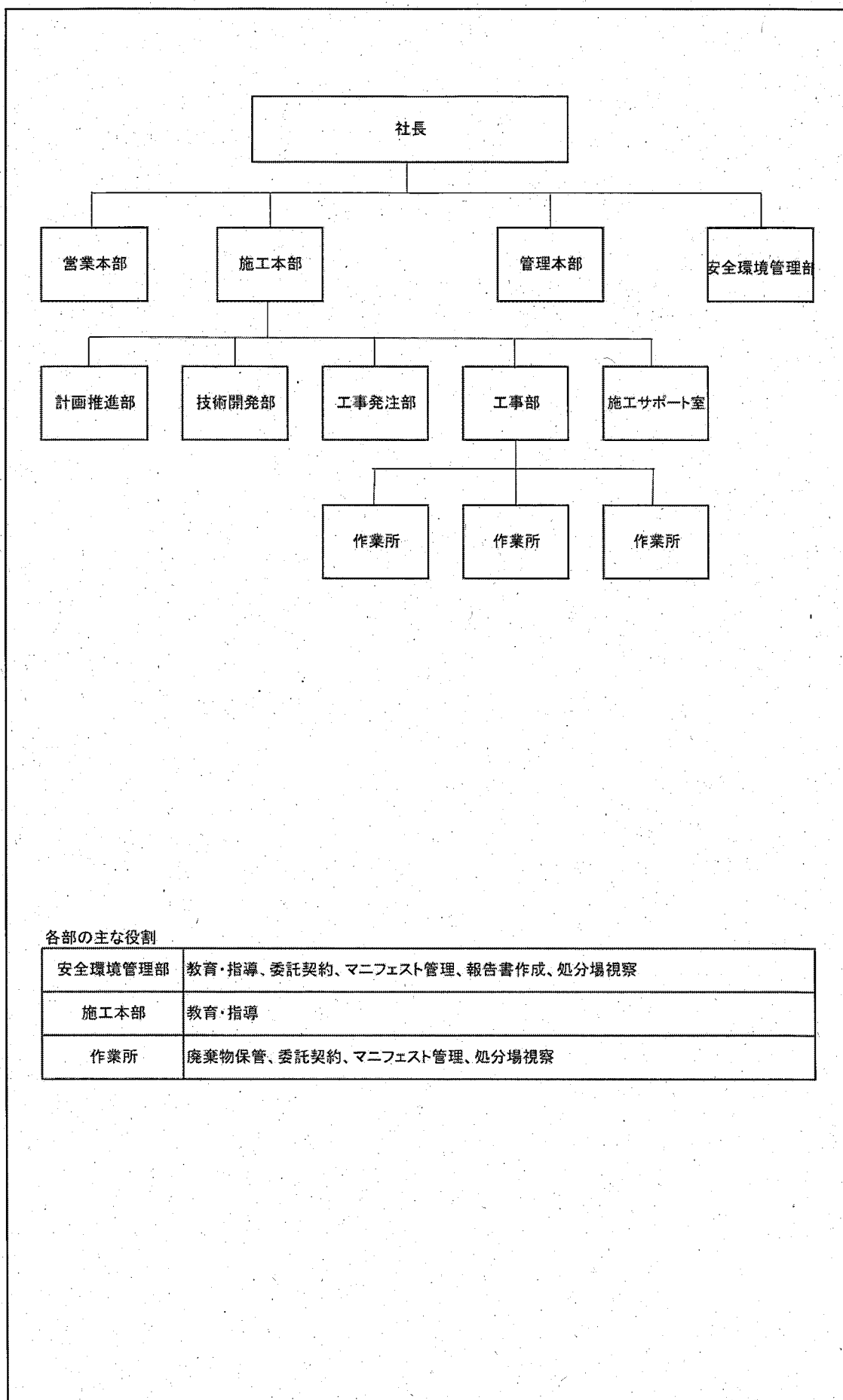
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添1 処理工程図



別添2 管理体制図



産業廃棄物処理計画書 別紙集計表

現状:前年度(令和6年度)実績量

計画:今年度(令和7年度)計画量(目標)

単位:トン

産業廃棄物の種類	排出抑制		自ら再生利用を行なった(行)量		自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は海洋投入処分を行なった(行)量		処理の委託									
	排 出 量				自ら熱回収を行なった(行)量		自ら中間処理により減量した(する)量				全 処 理 委 託 量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃油	2.25	2.03	—	—	—	—	—	—	—	—	2.25	2.03	1.44	1.30	2.25	2.03	0.00	0.00	0.00	0.00
廃酸	0.50	0.45	—	—	—	—	—	—	—	—	0.50	0.45	0.50	0.45	0.50	0.45	0.00	0.00	0.00	0.00
廃アルカリ	9.76	8.78	—	—	—	—	—	—	—	—	9.76	8.78	9.19	8.27	9.76	8.78	0.00	0.00	0.00	0.00
廃プラスチック類	142.00	127.80	—	—	—	—	—	—	—	—	142.00	127.80	142.00	127.80	142.00	127.80	0.00	0.00	0.00	0.00
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	390.30	351.27	—	—	—	—	—	—	—	—	390.30	351.27	390.30	351.27	390.30	351.27	0.00	0.00	0.00	0.00
がれき類	340.18	306.16	—	—	—	—	—	—	—	—	340.18	306.16	332.18	298.96	340.18	306.16	0.00	0.00	0.00	0.00
がれき類(石綿含有)	859.88	773.89	—	—	—	—	—	—	—	—	859.88	773.89	859.88	773.89	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
紙くず	3.30	2.97	—	—	—	—	—	—	—	—	3.30	2.97	3.30	2.97	3.30	2.97	0.00	0.00	0.00	0.00
木くず	185.36	166.82	—	—	—	—	—	—	—	—	185.36	166.82	180.96	162.86	185.36	166.82	0.00	0.00	0.00	0.00
繊維くず	0.35	0.32	—	—	—	—	—	—	—	—	0.35	0.32	0.35	0.32	0.35	0.32	0.00	0.00	0.00	0.00
建設混合廃棄物	158.99	143.09	—	—	—	—	—	—	—	—	158.99	143.09	158.99	143.09	158.99	143.09	0.00	0.00	0.00	0.00
その他石綿含有産業廃棄物	32.78	29.50	—	—	—	—	—	—	—	—	32.78	29.50	32.78	29.50	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
水銀使用製品	2.40	2.16	—	—	—	—	—	—	—	—	2.40	2.16	0.00	0.00	2.40	2.16	0.00	0.00	0.00	0.00
合計	2,128.05	1,915.24	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	2,128.05	1,915.24	2,111.87	1,900.68	1,235.39	1,111.85	0.00	0.00	0.00	0.00

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 24日

柏市長 殿



提出者

住 所 東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング9階

氏 名 TANAKEN株式会社

安全環境管理部長 鈴木正毅

電話番号 03-6264-5087

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	TANAKEN株式会社
事業場の所在地	東京都港区東新橋1-9-1 東京汐留ビルディング9階
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

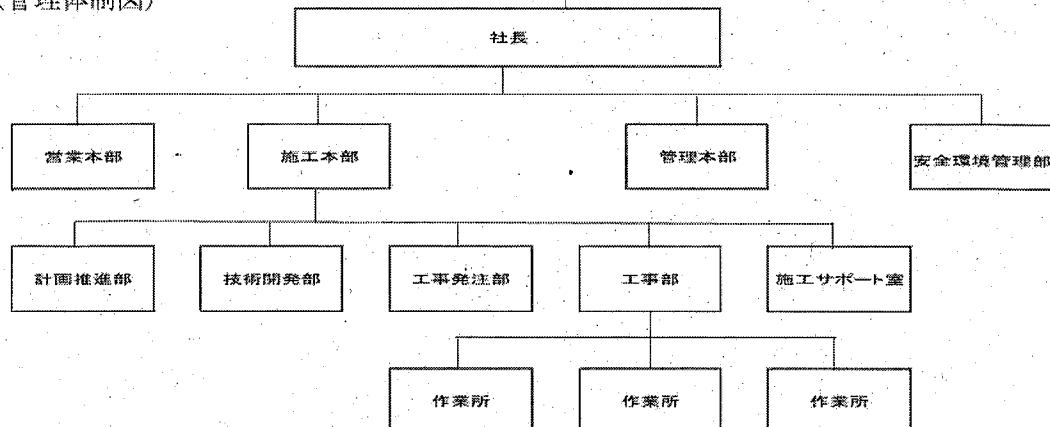
①事業の種類	総合工事業
②事業の規模	資本金 297,156千円
③従業員数	102名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	【工事現場での処理】 ・各専門業者により廃棄物を分別する 【工事現場外での処理】 ・排出する廃棄物は、許可業者に収集運搬させ適正処理をしている ・中間処理場および最終処分場等に委託している

（日本産業規格 A列4番）

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸（金属等を含むもの）
	排 出 量	0.09 t	13.75 t
	（これまでに実施した取組） ・ 分別解体の強化に努める。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸（金属等を含むもの）
	排 出 量	0.08 t	12.38 t
	（今後実施する予定の取組） ・ 各現場において分別の教育および分別実施状況の確認を徹底し、分別の推進を図る。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 廃石綿、廃油、廃アルカリ、廃酸、汚泥 事前に調査し、事前処理の実施
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・ 上記の事前調査、処理の実施とリサイクル強化への取組

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和6年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃石綿等	—	—
排 出 量	0.68 t	386.40 t	- t	- t
（これまでに実施した取組） ・ 分別解体の強化に努める				
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃石綿等	—	—
排 出 量	0.61 t	347.76 t	- t	- t
（今後実施する予定の取組） ・ 各現場において分別の教育および分別実施状況の確認を徹底し、分別の推進を図る。				

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸（金属等を含むもの）
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸（金属等を含むもの）
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸（金属等を含むもの）
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸（金属等を含むもの）
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

(第3面) - 2

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃石綿等	—	—
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃石綿等	—	—
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃石綿等	—	—
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃石綿等	—	—
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分にに関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸（金属等を含むもの）
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸（金属等を含むもの）
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸（金属等を含むもの）
	全処理委託量	0.09 t	13.75 t
	優良認定処理業者への処理委託量	- t	13.75 t
	再生利用業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t
	（これまでに実施した取組）		

(第4面) - 2

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃石綿等	—	—
自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃石綿等	—	—
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和6年度）実績】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃石綿等	—	—
全処理委託量	0.68 t	386.40 t	- t	- t
優良認定処理業者への処理委託量	0.68 t	386.40 t	- t	- t
再生利用業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃油	廃酸（金属等を含むもの）
	全 処 理 委 託 量	0.08 t	12.38 t
	優良認定処理業者 への処理委託量	- t	12.38 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	- t	- t
	認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） ・現状行っている取り組みに加え、リサイクル率の高い処理施設 を選定する		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（令和6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 （ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）		400.92 t
	（今後実施する予定の取組） ・電子マニフェスト対応の処理業者へ処理委託している。		
※事務処理欄			

【目標】				
特別管理産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃石綿等	—	—
全処理委託量	0.61 t	347.76 t	- t	- t
優良認定処理業者 への処理委託量	0.61 t	347.76 t	- t	- t
再生利用業者への 処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	- t	- t	- t	- t
(今後実施する予定の取組) ・現状行っている取り組みに加え、リサイクル率の高い処理施設を選定する				

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。